

裏面白紙

桜

法律案外貨債処理法による償替の効果の一部の取消等に関する法律案外第三次案一

(目的)

第一条 この法律は、旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号)の一部の規定の適用により、不当な取扱がなされたと認められる連合国人等の権利を保全し又は回復するため、同法に基き外貨債の発行者がその発行した外貨債を邦貨債へ借り替えた行為の効果の一部の取消等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 府 第二条 この法律において「連合國」とは別表に掲げる国をいう。省
2 この法律において「連合国人等」とは、左に掲げるものをいう。
一 連合国の国籍を有する者
二 連合国の法律に基いて設立された法人、又は、連合國に本店若しくは主たる事務所を有する法人

大

54

337

日本政府

三 その他連合国に居住する者であつて大蔵大臣の指定するもの
大蔵大臣は、前項第三号の指定をしたときは、これを告示する。

8
（借替の効果の一部取消）

第三条 旧外貨債処理法第二条第一項の規定により邦貨債へ借り替
えられた外貨債へ旧敬産管理法へ昭和十六年法律第九十九号一に
基く命令によつて借替が行われた分を含む。一であつて、当該原
証券が連合国に原状のまま残存するもののうち、左の各号の一に
該当し、且つ、大蔵大臣が必要と認定するものについては、当該
借替は、これが行われなかつたものとみなし、同法第四条第一項
の規定によつて無効となつた当該外貨債の証券は、これを有効な
ものとする。

一 当該借替の日において、連合国人等が所有し、又は、その質
権の目的としていたもの

大蔵省

日本国政府

2

- 二　当該借替の日において、本邦法人の連合國における店舗が所
有し、または、その質権の目的としていたもの
- 三　当該借替の日において、連合國に帰属せしめられていたもの
で、原所有者又は原質權者が連合國人等又は本邦法人の連合國
における店舗であつたもの

大蔵大臣は、前項の認定を行つたときは、当該外貨債証券の銘
柄、額面金額、記号及び番号を告示する。

（一）外貨債の利札の効力

第4条 第3条第一項の認定があつた外貨債証券の附屬利札であつ
て旧外貨債処理法第二項の規定によつて無効となつたものは、こ
れを有効なものとする。

2　第三条第一項の認定があつた外貨債証券の附屬利札であつて、
旧外貨債管理法（昭和十六年法律第八十三号）に基く命令によ
つて支払われ、旧外貨債処理法第十八条の規定により無効となつ

大 藏 省

日本政府

たものは、これを有効なものとする。

第五条 旧外貨債処理法第二条第一項の規定による当該借替に基いて交付された邦貨債の証券及び利札は有効とする。

(地方債又は社債である外貨債の政府承認)

第六条 第三条第一項の認定があつた外貨債が地方債又は社債であるときは、旧外貨債処理法第九条の規定の趣旨に従い、政府はその元利支払義務を承認するものとする。

第七条 第三条第一項の認定があつた外貨債について、借替により邦貨債の交付を受けた者若しくは当該借替の手続を行つた者へそれぞれその一鈔本郷人を含む。)は、大蔵省令で定めるところにより、借替の際の借替価額に相当する額を政府へ納付しなければ

大藏省

裏面白紙

ならない。

2 前項に規定する者は、大蔵省令で定めるところにより、第四条第二項に規定する利札に対して支払われた金額に相当する額を、政府へ納付しなければならない。

第八条 第三条第一項の認定があつたときは、旧外貨債処理法第二条第四項の規定により当該借替において交付された邦貨債及び端数現金の上に存せしめられた債権は、これがなかつたものとする。藏（外貨債証券の返還）

第九条 大蔵大臣は、第三条第一項に規定するものの外、旧敵監管省理法に基く命令によつて邦貨債へ借り替えられた外貨債について、連合国人等である原所有者から返還の要求があつた場合において、当該返還を必要と認めるときは、当該外貨債の証券へ利札を含む。以下本条において同じ。」に代えて当該証券と同一の銘柄及び額面金額の証券を買い入れ、当該原所有者に、これを譲渡し、且つ、

日本政府

引き渡すことができる。

2 前項の場合においては、原所有者は、当該信託により交付された邦貨債の証券及び端数現金へ受領した一切の利子を含む。」を、

政府へ納付しなければならない。

3 第一項の規定による買入については、随意契約によることがで
きる。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による証券を原所有者に譲渡したと
きは、これを告示する。

(報告義務)

省

第十一条 大蔵大臣は、この法律の施行につき必要があるときは、大蔵省令で定めるところにより、旧外貨債処理法第二条第一項に規定する外貨債の発行者及びその関係人から報告を徴することがで
まる。

(大蔵省令)

府政国本日

第十一條 本法に規定するものの外、本法の施行に必要な事項は、別に大蔵省令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

省 藏 大

843

裏面白紙

(理財、外債課)
(五月二日)

東洋貨物整理法による借替の結果、一部の取扱事は同十号法律案
ハ第一次案

ア一案 さき太行法、日本實業整理法へ將相十八年法律(大正零)の一
部の規定、適用に至り、本當を取扱せんとしたと認められ、連合国人
事、外債を完全し又は留置するため、同法に基き外債債、發行者が
外債執行した外債債を邦貨債へ借り替えた行為の効果を一部の取扱事
に外債を手交するを目的とする。

（次第）

第一条 この法律において「連合國」とは別表に掲げた国をいう。

第二条 本法は、連合國において連合國人等とは、左に掲げるものをいう。

一 連合國の国籍を有する者

二 連合國の法律に基づいて設立された法人、又は、連合國大本店若し

（は主たる事務所を有する法人）

三 その他の連合國に居住する者であつて大臣大臣が指定するもの

四 大臣大臣は、前項中二号の指定をしたときは、これを告不する。

（へ借替の結果の一部取消）

第一條 田外貨債整理法第二条第一項の規定により邦貨債へ借り替えら
れた外債債は、日本産業整理法へ昭和十六年法律(大正十九年)に基く命令
によつて借替が行われた旨を含む。～である、当該保証券が連合國
に保有する者等のうち、左の各号の一に該当し、且つ、大臣
大臣が必要と認定するものについては、当該借替は、これが行われ
なかつたものとみなし、同法第二条第一項の規定に基つて無効となつ
た時該外債債の転換は、これと同様をもつとする。

一 当該借替の日ににおいて、連合國人等が所有し、又は、その質権の
目的としていたもの

二 当該借替の日ににおいて、本邦法人の連合國における店舗が所有し
または、その質権の目的としていたもの

三 当該借替の日ににおいて、直金圓大歸屬せしめられたるに依りて、
其所有者又は原質取者が連合國人等又は本邦去人の連合國にガナム
店舗であつたもの

2 大蔵大臣は、前項の認定を行つたとされ、当該外貨債証券、鈔票、
額面金額、記号及び番号を告示する。

(外貨債の利札の効力)

第四条 第三条第一項の認定があつた外貨債証券の附屬利札(あつしゆじゆ)は、
外貨債処理法(四条第二項の規定による無効となつたもの)、これ
を有効なものとする。

2 第三条第一項の認定があつた外貨債証券の附屬利札であつて、は、外
貨債管理法(昭和十六年法律第八十二号)に基く命令によつて支給
され、は外貨債処理法(十八条の規定による無効となつたもの)、
これを有効なものとする。

第五条 旧外貨債処理法(二条第一項の規定による当該借替の基づて交
付された却貨債の証券及び利札は有効とする。

(地方債又は社債である外貨債の政府承認)

第六条 第三条第一項の認定があつた外貨債が地方債又は社債であると
きは、旧外貨債処理法第九条の規定の趣旨に従い、政府はその元利支
給義務を承認するものとする。

第七条 第三条第一項の認定があつた外貨債につれて、借替をより却貨
債が交付を受けた者若しくは当該借替の手続を行つた者へそれぞれえ
の一紙承認人を含む。一は、大蔵省令で定めることなりに由り、借替の
際の借替額に相当する額を政府へ納付しなければならぬ。

(借替額等の政府への納付)

2 前項に規定する者は、大蔵省令で定めるところにより、第四条第二
項に規定する利札に付して支払われた金額に相当する額を、政府へ納
付しなければならぬ。

第八条 第三条第一項の認定があつたときは、旧外貨債処理法第二条第

四項の規定により当該債権において交付された印貨債及び端敷現金の上に再せしめられた貨取は、これが左かつたものとする。

(外貨債証券の返還)

第十九条 大蔵大臣は、第十三条第一項に規定するもの外、日銀産管理法に基く命令によつて邦貨債へ借り替えられた外貨債について、連合國人等である債所有者から返還の要求があつた場合において、当該返還を必要と認めるときは、当該外貨債の証券へ利札を含む、以下本条において同じ。に代えて当該証券を同一の錠箱及び演習金額の証券を買入され、当該原所有者にこれを譲渡し且つ引き渡すこととする。

2 前項の場合においては、原所有者は、当該債権により交付された邦貨債の証券及び端敷現金へ交換した一切の利子を含む。一と、政府へ納付しなければならぬ。

3 第一項の規定による買入については、随意契約によることができる。

4 大蔵大臣は、第一項の規定による証券を原所有者に譲渡したときは、

これと告示する。

(報告義務)

第十条 大蔵大臣は、この法律の施行につき必要なとときは、大蔵省令で定め方ところにより、国外貨債整理法第ニ条第一項に規定する外貨債の発行者及びその關係人から報告を徵することができると。

(大蔵省令)

第十一条 本法に規定するものの外、本法の施行に必要な事項は、別大蔵省令で定める。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。